

転入・転出・転居などの届出、住民票の写しの交付請求などの手続の際は、本人確認書類が必要です。

なお、すべて有効期限内のもので、原本に限ります。

◇対象となる証明書◇

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍に関する証明書、身分証明書、印鑑証明書、納税証明書・所得証明書・課税証明書・固定資産証明書等の各種税務証明、町発行の源泉徴収票・支払調書の再発行、農業委員会の耕作証明、上水道給水原簿の閲覧、農業集落排水・公共下水道の排水設備計画確認申請書等の閲覧 など。

◇本人確認の方法◇

住民異動届や証明書等の請求の際に、窓口に来られた方や郵便請求をされた方が本人であることを確認できる書類（官公署発行の顔写真付きの証明で有効期限内のもの）を提示してください。

顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳などを複数提示してください。

代理人や使いの方については、委任状などの書面により代理権限の確認も行います。

【本人確認書類】

運転免許証、旅券（パスポート）、個人番号カードまたは住民基本台帳カード（顔写真付き）、身体障害者手帳、宅地建物取引士証、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、無線従事者免許証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る）、在留カードなど

上記書類をお持ちでない方は、以下のAとBの本人確認書類のうち、次の組合せでご用意ください。

- ・ Aの本人確認書類を2つ
- ・ Aの本人確認書類を1つとBの本人確認書類を1つ

A	被保険者証（国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、介護保険）、 共済組合員証、年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、 証書（共済年金、恩給）、住民基本台帳カード（顔写真なし）など
B	社員証・学生証・生徒手帳等（民間発行の顔写真付き証明）、預金通帳など ※預金通帳は、戸籍に関する証明申請に係る本人確認書類には使用できません。

※書類による確認のほか、窓口で質問をするなどの方法により、本人確認させていただく場合があります。

※ご不明な点については、坂祝町役場 窓口税務課 窓口係（0574-66-2405）までお問い合わせください。